

介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

介護予防通所リハビリテーション利用料（1割負担）（単位；円）

利用料項目	要支援 1	要支援 2
基本報酬	2,268	4,228
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※1	88	176
1月当たりの負担額	2,356	4,404
食材費	1食 556	1食 556
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 120	- 240
若年性認知症利用者受入加算 ※3	240	240
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ※4	介護サービス費の合計の1,000分の111	

※食材費以外は全て月単位の料金

【別表 - 2の利用料項目※1～4の内約】

- ※1 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1月につき減算します。
- ※3 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1月につき算定します。
- ※4 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の111に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。

その他の料金

おむつ代	実費相当額
------	-------

介護予防通所リハビリテーション利用料（２割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援 1	要支援 2
基本報酬	4,536	8,456
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※ 1	176	352
1月当たりの負担額	4,712	8,808
食材費	1食 556	1食 556
利用開始から12月を超えた場合 ※ 2	- 240	- 480
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ※ 4	介護サービス費の合計の1,000分の111	

※食材費以外は全て月単位の料金

【別表 - 2の利用料項目※1～4の内約】

- ※ 1 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※ 2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1月につき減算します。
- ※ 4 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の111に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。

その他の料金

おむつ代	実費相当額
------	-------

介護予防通所リハビリテーション利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援 1	要支援 2
基本報酬	6,804	12,684
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※ 1	264	528
1月当たりの負担額	7,068	13,212
食材費	1食 556	1食 556
利用開始から12月を超えた場合 ※ 2	- 360	- 720
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ※ 4	介護サービス費の合計の1,000分の111	

※食材費以外は全て月単位の料金

【別表 - 2の利用料項目※1～4の内約】

- ※ 1 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※ 2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1月につき減算します。
- ※ 4 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の111に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。

その他の料金

おむつ代	実費相当額
------	-------